

議案第26号 説明資料

幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例							改 正 条 例						
○幕別町附属機関設置条例 (令和2年3月19日 条例第11号)							○幕別町附属機関設置条例 (令和2年3月19日 条例第11号)						
第1条～第6条 略							第1条～第6条 略						
別表(第2条関係)							別表(第2条関係)						
執行機関	附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期	執行機関	附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期
略							略						
	幕別町エネルギー対策推進委員会	幕別町地域省エネルギービジョン及び幕別町地域新エネルギービジョンに基づく、省エネルギー対策及び新エネルギー対策の推進についての審議に関すること。	委員長 委員	識見を有する者 関係機関・団体 等の構成員 公募による者	10人 以内	2年		幕別町地球温暖化対策推進委員会	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定及び当該実行計画に基づく地球温暖化対策の推進管理に関すること。	委員長 委員	識見を有する者 関係機関・団体 等の構成員 公募による者	15人 以内	3年
略							略						